令和６年度　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付要綱取扱要領

第１　趣旨

この要領は、令和６年度　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第２　定義

１　要綱において｢土地｣、｢家屋｣又は｢償却資産｣とは、それぞれ地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４１条第２号から第４号までに規定する土地、家屋又は償却資産をいう。

２　要綱において｢取得に係る固定資産評価額｣とは、農業法人が補助事業の用に供するために取得する土地、家屋及び償却資産について、補助対象年度の初年度において本市の固定資産課税台帳（地方税法第３４１条第９号に規定する固定資産課税台帳をいう。）に登載された固定資産評価額をいう。

３　要綱において「施設」とは、農業法人が事業の用に供する建築物及び構築物等をいう。

４　要綱において「事業所」とは、農業法人が事業の用に供するために所有し、又は賃借しているすべての施設をいう。

５　要綱において「増設」とは、既存の対象農場において増・改築等を行い、当該農場の拡充を行う場合のほか、隣接地を取得又は賃借して増・改築等を行う場合、若しくは、隣接地でない場合であっても、当該農場と新たに整備した農場とが一体の農場と認められる場合も含まれる。

６　この要綱において、「配偶者」とは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓を行い、パートナーシップ証明書の交付を受けたパートナーを含むものとする。

第３　総則関係

１　要綱第４条第２項に規定する市長が認めるときとは、次のとおりとする。

（１）土地を取得又は賃借した後、大規模災害等により工事着手が遅延し、取得又は賃借から２年を経過した場合

（２）土地を取得又は賃借した後、農場の整備に着手する意思が明確であったにもかかわらず、社会経済情勢の変化等やむを得ない事情により工事着手が遅延し、取得又は賃借から２年を経過した場合

（３）その他市長が特に認める理由がある場合

２　要綱第４条第３項に規定する市長が認めるときとは、次のとおりとする。

（１）要綱第９条第１号に規定する既存の農場における施設の建て替え及び設備の入れ替えにおける補助対象経費である場合

（２）農場の整備に着手した後、大規模災害等により工事が遅延し、土地の取得又は賃借開始の日から５年を経過した場合

（３）農場の整備に着手した後、操業する意思が明確であるにもかかわらず、社会経済情勢の変化等やむを得ない事情により工事が遅延し、土地の取得又は賃借開始の日から５年を経過した場合

（４）その他市長が特に認める理由がある場合

３　要綱第７条第１項第５号に規定する市長が認めるときとは、次のとおりとする。

（１）業績回復傾向かつ直近期が黒字であることや、一過性の赤字による要件の抵触等、今後の業績に大きな懸念が無いと認められること。

（２）事業計画を策定の上、今後の業績回復に目途がついているものと認められること。

（３）資本関係や取引関係等を総合的に勘案し、今後の業績回復に目途がついているものと認められること。

４　要綱第７条第５項、第３０条及び第３１条の規定に、現在及び将来にわたって抵触しないことを確約及び誓約するため、補助事業者は要綱様式第３１号を提出しなければならない。

５　要綱第８条第３項に規定する「交付申請時までに要件を満たす」とは、要綱第２１条第１項各号に規定する交付の申請のうち、いずれか早い申請において、第10から第13に規定する書類に加え、要件を満たすことを証する書類を提出することとする。

　　なお、当該事項について、要綱第１４条に規定する事業計画認定通知書（要綱様式第２号）の認定条件に記載し通知するものとする。

第４　千葉市農業法人立地促進事業計画認定申請書

１　要綱第１３条の規定による事業計画認定の申請をしようとする農業法人は、千葉市農業法人立地促進事業計画認定申請書（要綱様式第１号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の認定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）農業法人概要書（要綱様式ア）

（２）事業概要書（要綱様式イ）

（３）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）（本市の区域内において既に事業所等を有する場合のみ）

（４）土地並びに施設及び設備の賃貸借契約書の写し（該当する契約がある場合のみ）

（５）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（６）直近３期分（設立から３年に満たない場合は、設立後すべての期間。以下同様とする。）の決算書類

（７）直近の所得税（法人税）の納税証明書（その１、その３の３）（本市の区域内において既に事業所等を有する場合を除く。）

（８）補助金交付に係る確認書（要綱様式第３５号）

（９）税情報閲覧同意書（要綱様式第３６号）

（10）その他市長が特に必要と認める書類

第５　事業計画認定通知書（要綱様式第２号）の交付

１　要綱第１４条の規定による事業計画認定の通知に当たっては、次に定める事項について記載した

文書（以下「重要事項説明書」という。）を提示し、計画認定企業へ説明しなければならない。

（１）事業計画認定と補助金交付

（２）事業計画の変更

（３）操業開始届

（４）補助金の交付申請手続き

（５）財産処分の制限

（６）施設の目的外使用、退去の制限

（７）補助金交付の取消等

（８）整備着手、操業開始にかかる留意事項

（９）補助金の経理

（10）対象施設への視察

２　説明時には重要事項説明書を２部用意し、説明終了後、説明した者と説明を受けた者が署名の上、全補助内容における補助対象年度のうち、最も遅い補助年度（補助事業の中止（廃止）の決定通知を受けた場合も含む。）の末日から起算して３年間、双方が１部ずつ保存しなければならない。

第６　千葉市農業法人立地促進事業認定事業計画変更承認申請書

１　要綱第１５条の規定による変更承認の申請をしようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（要綱様式第４号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の承認申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）変更内容を示す書類

（２）農業法人概要書（要綱様式ア）（当該補助事業に係る事業計画認定申請書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（３）事業概要書（要綱様式イ）（当該補助事業に係る事業計画認定申請書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（４）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）（当該補助事業に係る事業計画認定書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（５）その他市長が特に必要と認める書類

３　要綱第１５条に規定する市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

（１）投資計画を変更し、補助期間（初年度）に補助対象となる土地、家屋、償却資産のいずれか又はすべての投資額がその１割を超えて増減する場合

（２）賃借料を変更する場合

（３）操業開始に必要な農場の整備完了（予定）日が３か月以上又は１月１日をまたいで変更する場　合

（４）操業開始（予定）日が３か月以上又は４月１日をまたいで変更する場合

（５）補助事業者について変更が生じる場合（代表者が変更する場合を除く。）

（６）前各号に掲げる場合のほか、事業計画を変更しようとする場合において市長が必要であると認める場合（軽微な変更である場合を除く。）

４　要綱第１５条の規定による変更承認の申請をした者は、当該変更後、速やかに次の書類を企業立地課に提出しなければならない。

（１）補助金交付に係る確認書（要綱様式第３５号）（企業名称等に変更があった場合）

（２）税情報閲覧同意書（要綱様式第３６号）（企業名称等に変更があった場合）

（３）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（企業名称等に変更があった場合）

（４）その他市長が特に必要と認める書類

第７　千葉市農業法人立地促進事業計画中止（廃止）届出書

　　要綱第１７条の規定による中止（廃止）届出をしようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業計画中止（廃止）届出書（要綱様式第７号）を企業立地課に提出しなければならない。

第８　千葉市農業法人立地促進事業操業開始届

１　要綱第１９条の規定による届出をしようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業操業開始届（要綱様式第９号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の操業開始届には、次の書類を添付しなければならない。

（１）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）

（２）その他市長が特に必要と認める書類

第９　千葉市農業法人立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定申請書

１　要綱第２０条の規定による判定起算日における対象市民常時雇用者数等の認定を受けようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定申請書（要綱様式第１０号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の認定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）対象市民常時雇用者名簿（要綱様式第３８号）

（２）対象市民常時雇用者の住民票の写し（発行後３か月以内のもの）、又は、住民情報閲覧同意書（要綱様式第３９号）（住民情報閲覧同意書について、既に提出している場合は除く。）

（３）対象市民常時雇用者が厚生年金、社会保険、雇用保険に加入していることが確認できる公的機関が発行した書類の写し（ただし、満６５歳以上にて新たに雇用した者がいる場合は、当該雇用者が雇用保険一般（又は高齢者継続）の加入要件を満たす労働条件にて雇用したことが確認できる書類の写し）

（４）その他市長が特に必要と認める書類

第10　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付申請書（固定資産税・都市計画税に対する補助）

１　要綱第２１条第１項第１号の規定による交付の申請をしようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業補助金交付申請書（固定資産税・都市計画税に対する補助）（要綱様式第１３号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）農業法人概要書（要綱様式ア）

（２）事業概要書（要綱様式イ）

（３）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（４）取得した土地・家屋の不動産登記事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（５）直近３期分の決算書類（当該補助事業に係る事業計画認定申請書又は補助金交付申請書に既に添付し、提出した書類を除く。）

（６）取得した土地・家屋・償却資産の固定資産税等納税通知書の写し

（７）資産の取得に対する本市からの補助金その他の給付を受けているもの又はその見込みのあるものにあっては、その内容の分かるもの

（８）その他市長が特に必要と認める書類

第11　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付申請書（賃借料に対する補助）

１　要綱第２１条第１項第２号の規定による交付の申請をしようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業補助金交付申請書（賃借料に対する補助）（要綱様式第１４号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）賃借料請求書の写し

（２）農業法人概要書（要綱様式ア）（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（３）事業概要書（要綱様式イ）（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（４）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの。当該年度において既に提出している場合を除く。）

（５）直近３期分（設立から３年に満たない場合は、設立後すべての期間）の決算書類（既に提出した書類を除く。）

（６）補助事業に係る施設及び設備等を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（７）賃借に対する国等からの給付を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるものにあっては、その内容の分かるもの

（８）その他市長が特に必要と認める書類

第12　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付申請書（雇用奨励補助（ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ型））

１　要綱第２１条第１項第３号の規定による交付の申請をしようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業補助金交付申請書（雇用奨励補助（スタートアップ型））（要綱様式第１５号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）対象となる新規・転入雇用者名簿（要綱様式第３７号）

（２）対象となる新規・転入雇用者の住民票の写し（操業開始の１年後以降に発行されたものに限る）又は、住民情報閲覧同意書（要綱様式第３９号）＊住民情報閲覧同意書について、既に提出している場合は除く。

（３）対象となる新規・転入雇用者が厚生年金、社会保険、雇用保険に加入していることが確認できる公的機関が発行した書類の写し（ただし、満６５歳以上にて新たに雇用した者がいる場合は、当該雇用者が雇用保険一般（又は高齢者継続）の加入要件を満たす労働条件にて雇用したことが確認できる書類の写し）

（４）雇用に対する国等からの給付を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるものにあっては、その内容の分かるもの

（５）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）

（６）農業法人概要書（要綱様式ア）（当該年度に既に提出している場合を除く。）

（７）事業概要書（要綱様式イ）（当該年度に既に提出している場合を除く。）

（８）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明（発行後３か月以内のもの）

（９）直近３期分（設立から３年に満たない場合は、設立後すべての期間）の決算書類

（10）補助事業に係る施設及び設備等を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（11）その他市長が特に必要と認める書類

第13　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付申請書（雇用奨励補助（ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ型））

１　要綱第２１条第１項第４号の規定による交付の申請をしようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業補助金交付申請書（雇用奨励補助（フォローアップ型））（要綱様式第１６号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）対象市民常時雇用者名簿（要綱様式第３８号）

（２）対象市民常時雇用者の住民票の写し（判定日以降に発行されたものに限る）、又は、住民情報閲覧同意書（要綱様式第３９号）

（３）対象市民常時雇用者が厚生年金、社会保険、雇用保険に加入していることが確認できる公的機関が発行した書類の写し（ただし、満６５歳以上にて新たに雇用した者がいる場合は、当該雇用者が雇用保険一般（又は高齢者継続）の加入要件を満たす労働条件にて雇用したことが確認できる書類の写し）

（４）雇用に対する国等からの給付を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるものにあっては、その内容の分かるもの

（５）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）

（６）農業法人概要書（要綱様式ア）（当該年度に既に提出している場合を除く。）

（７）事業概要書（要綱様式イ）（当該年度に既に提出している場合を除く。）

（８）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明（発行後３か月以内のもの）

（９）直近３期分（設立から３年に満たない場合は、設立後すべての期間）の決算書類

（10）補助事業に係る施設及び設備等を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（11）その他市長が特に必要と認める書類

第14　千葉市農業法人立地促進事業実績報告書（固定資産税・都市計画税に対する補助）

１　要綱第２６条第１項の規定による実績報告をしようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業実績報告書（固定資産税・都市計画税に対する補助）（要綱様式第２５号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）補助対象経費に係る固定資産税等の納付を証明する書類

（２）補助事業に係る施設及び設備等を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（３）その他市長が特に必要と認める書類

第15　千葉市農業法人立地促進事業実績報告書（賃借料に対する補助）

１　要綱第２６条第２項の規定による実績報告をしようとする農業法人は、千葉市農業法人立地促進事業実績報告書（賃借料に対する補助）（要綱様式第２６号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）賃借料支払証明書（要綱様式第２７号）

（２）補助事業に係る施設及び設備等を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（３）その他市長が必要と認める書類

第16　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付請求書

　要綱第２９条の規定による交付の請求をしようとする者は、千葉市農業法人立地促進事業補助金交付請求書（固定資産税・都市計画税に対する補助に当たっては要綱様式第３０号、賃借料に対する補助にあっては要綱様式第３１号、雇用奨励補助に当たっては要綱様式第３２号）を企業立地課に提出しなければならない。

第17　補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は経済部長が定める。

附　則

　この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付要綱を適用する農業法人に適用する。

附　則

この要領は、令和７年１月１日から施行し、令和６年度　千葉市農業法人立地促進事業補助金交付要綱を適用する企業に適用する。